

令和 7 年 8 月 8 日

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に係る意見募集の結果 及びガイドライン改定版の公表

ーローカル 5G の自己土地利用等に係る制度整備ー

総務省は、ローカル 5G の自己土地利用に係る申請の簡素化等に向けて、電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案等について、令和 7 年 6 月 28 日（土）から同年 7 月 28 日（月）までの間、意見募集を行いました。

その結果、計 7 件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方を公表するとともに、意見募集の結果を踏まえて制定した当該訓令等を公表します。

1 背景及び改正の概要

ローカル 5G は、地域や産業の個別ニーズに応じて地域の企業や自治体等の様々な主体が柔軟に利用することができることから、全国の様々な地域の課題解決や地域活性化に寄与することが期待されています。

今般、ローカル 5G の自己土地利用に係る申請の簡素化や適切な基地局の管理を行うため、総務省において作成した電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等について、令和 7 年 6 月 28 日（土）から同年 7 月 28 日（月）までの間、意見募集を実施したものです。

2 意見募集の結果

提出された意見及びそれらに対する総務省の考え方は[別紙 1](#)のとおりです。

これを踏まえ制定した電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（令和 7 年総務省訓令第 48 号）は、[別紙 2](#)のとおりです。

また、意見募集の結果を踏まえ「ローカル 5G 導入に向けたガイドライン」（改定箇所表示版：[別紙 3](#)、改定版：[別紙 4](#)）を改定しました。

3 資料について

別紙 1～別紙 4 については、電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。また、担当課窓口（総合通信基盤局移動通信課）において、報道資料等を閲覧に供するとともに配布します。

【関係資料】

○電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案等に係る意見募集ーローカル 5G の自己土地利用等に係る制度整備ー（令和 7 年 6 月 27 日）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban14_02000712.html

【連絡先】

総合通信基盤局 電波部 移動通信課

担当：中山課長補佐、加藤計画係長、尾川官

電話：03-5253-5861（直通）

E-Mail：landmobile-keikaku×ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「×」を「@」に置き換えてください。